

第2回 松戸市居宅介護支援事業所連絡協議会勉強会

令和3年11月10日
松戸市介護保険課

1. 事業所アンケートより

項目	質問	根拠法令、基準省令、通知等	資料番号
運営について	●主任ケアマネの管理者要件について 不測の事態により管理者が主任でなくなった場合、1年間の猶予期間がありますが、それ以降も配置が難しい場合は、令和9年3月31日まで経過期間として、主任でない介護支援専門員が管理者として運営継続できるか。	○介護保険最新情報Vol.843（令和2年6月5日付老振発0605第2号）	6
	●書類の保管期間について 電磁的記録について、介護ソフトに備わっている記録での保管、またその他の書類はスキャンによりサーバーへの保管で差し支えないか。	○指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準について（老老発0316第5号：老企第22号第2の5の(1)(2)）	2
ケアマネジメントについて	●松戸市Q&A8に記載「新たな加算を算定するにあたって、ケアマネがケアプランのニーズや目標、サービス内容等に変更が必要であると判断した場合は一連の流れを行いケアプラン変更の必要あり。とあるが、体制加算は含まれるか。	○指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準について（老老発0316第5号：老企第22号第2の3の(8)の①～⑯）	2
	○介護保険更新申請や、個人情報提供申出書など、電子化しメールなどで手続きはできないか。		
	○訪問リハビリの導入について、通院している利用者の場合は導入できないのか。導入できるときの条件を聞きたい。また入浴や家族の負担軽減、生活の活性化や認知症予防等の目的でデイサービスを利用している利用者が、適切なアセスメントに基づき自宅内でのADL向上を目的として訪問リハビリを利用することも認められないのか。	○指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準 訪問リハビリテーション費（注1）（厚生省告示第19号） ○指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について 老企第36号第2の5（3）	3 5
ケアプランの作成について、その他	●捺印が不要と改定があったが、松戸市では何をどこまで不要で大丈夫なのか。（契約書、計画書、利用票など）	○押印についてのQ&A 内閣府・法務省・経済産業省令和2年6月19日	9
	○家族の支援もインフォーマルサービスとして考えてよいのか。	○介護保険最新情報Vol.952（令和3年3月26日）問114	7
	○医療機関との情報連携の強化について、医師の指導や助言をケアプランに記録するにはどうすればいいか。助言が何もなければ算定できないのか。	○指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準 居宅介護支援費 ト（厚生省告示第19号） ○介護保険最新情報Vol.952（令和3年3月26日）問118	4 8
	○コロナ禍で訪問できないことがあるため、短期目標期間が到来したときに、アセスメントと照会とモニタリングと原案が同じ日になってしまうことがあるが、減算にはならないか。 ○一部のサービスが中止となったときもアセスから一連の作業が必要か。	○指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号第13条） ○指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準について（老老発0316第5号：老企第22号第2の3の(8)の①～⑯） ○新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る、サービス担当者会議、モニタリングへの対応方針について（通知）補足（令和3年1月12日松戸市介護保険課） ○令和3年3月31日介護保険最新情報Vol.959	1 2 10 11
	○暫定プランを作成し、介護度が確定するまでに暫定プランが何度も変更になった場合、すべての暫定プランに対しての確定プランが必要か。最後のプランだけでよいか。	○指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号第13条） ○暫定ケアプランの取り扱いについて（R3.11.1松戸市介護保険課事務連絡）	1 12

2. 介護保険課よりお知らせ